

障害福祉関係手当制度のお知らせと所得・現況調査の実施

《特別児童扶養手当》

対象 知的または精神・身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している父母または、父母に代わってその児童を養育している人

支給できない場合 児童が施設などに入所したとき

《障害児福祉手当》

対象 20歳未満で知的または精神・身体に重度の障害が

あるため、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の重度障害児

支給できない場合 児童が施設などに入所したとき

《特別障害者手当》

対象 20歳以上で、重度の障害が2つ以上重複する場合など、日常生活に常時特別の介護が必要な在宅の人

支給できない場合 施設などに入所したとき▶病院などに継続して3カ月を超えて入院したとき

<共通>

所得・現況調査の実施

それぞれの手当の所得(平成27年分)・現況調査を実施します。受給者の皆さんには、必要書類を送付しますので、提出をお願いします。

提出期間 8月12日(金)～9月12日(月)

その他 それぞれの手当には所得制限があります。

提出先 問 市役所1階障害福祉課(15番窓口)

TEL25-5031、FAX25-5511

(障害福祉課)

運転免許更新センターが京都駅前にオープンします

9月1日(木)、京都駅前運転免許更新センターが京都駅前(旧七条警察署跡地)にオープンします。更新センターでは、**優良運転者**と**高齢運転者**の人を対象にした免許更新や免許証の再交付などの業務を行います。更新センターには、駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関を利用して来場してください。

「京都駅前運転免許更新センター」で実施する業務内容

- ・免許証の更新：優良運転者と高齢運転者に限定した有効期限内の免許更新
- ・免許証の再交付：紛失、盗難、汚損、破損などによる免許証の再交付
- ・国外運転免許証の交付：ジュネーブ条約加盟国で運転することができる免許証
- ・免許証の記載事項変更：住所、氏名など、免許証に記載された事項の変更
- ・申請による免許の取消：免許証の自主返納
- ・運転経歴証明書の交付：免許証と同一のサイズの証明書

受付時間 ※土曜日、祝日、12月29日から1月3日までは業務はいたしません。

曜日	受付時間	受付内容
平日	午前8時30分～10時30分 午後1時～3時	優良運転者の免許更新
	午前10時～11時30分 午後2時30分～4時	70歳以上の高齢運転者の免許更新
	午前9時30分～11時 午後2時～4時	免許証の再交付
		国外運転免許証の交付
免許証の記載事項変更		
申請による免許の取消		
日曜日	※「免許証の更新」のみ実施	
	午前8時30分～10時30分 午後1時～3時	優良運転者の免許更新
	午前10時～11時30分 午後2時30分～4時	70歳以上の高齢運転者の免許更新

※次の業務については、更新センターでは実施しておりませんので注意してください(引き続き、運転免許試験場で実施します)。

新規・仮免許証交付▶併記申請▶免許証の更新(一般運転者・違反運転者・初回運転者の更新)▶外国免許切替▶失効手続(有効期限切れ免許証の救済手続)▶講習(違反者・行政処分者・取消処分者・高齢者講習)

問 亀岡警察署交通課TEL24-0110

(自治防災課)

前立腺がん検診を受診しましょう

問 **保健センター TEL25-5004**